

令和 年 月 日議決・専決

令和 8年 4月 1日施行

令和 8年 3月 19日公布

令和 年 月 日適用

佐用町告示第 号

令和8年佐用町要綱第17号

佐用町飼い主のいない猫不妊手術費助成金交付要綱

佐用町飼い主のいない猫不妊手術費助成金交付要綱をここに公布する。

令和 8年 3月 19日

佐用町長 江 見 秀 樹

## 佐用町要綱第17号

### 佐用町飼い主のいない猫不妊手術費助成金交付要綱

#### (目的)

第1条 この要綱は、本町に生息している、飼い主のいない猫の不妊手術（以下「手術」という。）に係る費用を負担した者に対し、その手術費用を助成することにより、飼い主のいない猫の個体数の増加の抑制を図るとともに、猫のふん尿による被害等の減少を図り、もって良好な生活環境の保全を図ることを目的とする。

#### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼い主のいない猫 町内に生息する所有者がいないと判断された猫をいう。
- (2) 獣医師 獣医師法（昭和24年法律第186号）第3条の規定による免許を受けている者をいう。
- (3) 不妊手術 獣医師による雌猫の卵巣若しくは卵巣及び子宮を摘出する処置又は雄猫の精巣を摘出する処置をいう。
- (4) 判別処置 獣医師による不妊手術が行われたことを判別するため、耳にV字型の切込みを施す処置をいう。

#### (助成対象者)

第3条 助成金の交付を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、町内に住所を有する者又は町内に活動拠点を有する事業者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 飼い主のいない猫に不妊手術の費用を負担するもの
- (2) 飼い主のいない猫の生息する地域の事情を把握している第三者に対し、飼い主のいない猫であることの確認及び手術を実施することについての十分な説明を行い、理解を得ているもの
- (3) 手術済みの猫が地域に迷惑を及ぼさないよう良好な住生活環境の保全に努めるもの
- (4) 手術の実施に伴い苦情、紛争等の問題が生じたときは、助成対象者の責任において対処することを誓約するもの
- (5) 佐用町暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないもの

#### (助成金の額等)

第4条 助成金の額は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる手術の区分に並び、当該各号に定める額を限度とする。ただし、手術に要した費用の額が当該各号に満たないときは、当該手術に要した費用の額とする。

- (1) 雌の不妊手術 1匹につき7,000円
- (2) 雄の不妊手術 1匹につき5,000円

(交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、手術を受けさせる前に、飼い主のいない猫不妊手術費助成金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書(様式第2号)
- (2) 地図(実施地域が確認できるもの)

(交付の決定等)

第6条 町長は、前条に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、当該申請が適当であると認めるときは、助成金の交付の可否を決定し、飼い主のいない猫不妊手術費助成金交付決定(却下)通知書(様式第3号)により、当該申請者に通知する。

(手術の実施)

第7条 前条の規定により助成金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、交付決定の日の属する年度内に手術を受けさせなければならない。ただし、手術後に愛護団体等において保護する場合は判別処置を要しない。

(完了報告)

第8条 交付決定者は、手術を受けさせたときは、飼い主のいない猫不妊手術実施完了報告書(様式第4号)に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 手術費用の領収書及びその内訳が確認できる書類の写し
- (2) 手術前後の猫の写真(判別処置を実施したことが確認できるもの)

(助成金額の確定等)

第9条 町長は、前条の規定による完了報告書の提出があったときは、その内容を審査し、当該完了報告書が適当であると認めるときは、助成金の額を確定し、飼い主のいない猫不妊手術費助成金交付確定通知書(様式第5号)により、交付決定者に通知する。

(助成金の請求等)

第10条 町長は、前条に規定する助成金の額を確定した後、助成金を交付し、交付決定者は、助成金の交付を受けようとするときは、飼い主のいない猫不妊手術費助成金請求書(様式第6号)を町長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第11条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。

(助成金の返還)

第12条 町長は、前条の規定により交付の決定を取り消した場合において、既に助成金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

佐用町長 様

申請者 住 所  
氏 名  
(団体名及び代表者氏名)  
電話番号 ( )

飼い主のいない猫不妊手術費助成金交付申請書

佐用町飼い主のいない猫の不妊手術費助成金の交付を受けたいので、佐用町飼い主のいない猫の不妊手術費助成金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 交付申請額 円  
内訳 雌の不妊手術 7,000円/1匹 × 匹 = 円  
雄の不妊手術 5,000円/1匹 × 匹 = 円
- 2 実施計画

実施地域	佐用町
手術を予定している猫の数	匹 内訳 (雌: 約 匹、雄: 約 匹)
手術を受けることを予定している病院名	
飼い主がいない猫の確認者	

【添付書類】

- (1) 誓約書 (様式第2号)  
(2) 地図 (実施地域が確認できるもの)

年 月 日

佐用町長 様

住 所

氏 名

誓 約 書

私は、飼い主のいない猫不妊手術費助成金への申請に当たり、以下の事項を誓約します。

- 1 飼い主のいない猫に不妊手術（以下これらを「手術」という。）の費用を負担します。
- 2 飼い主のいない猫の生息する地域の事情を把握している第三者に対し、飼い主のいない猫であることの確認及び手術を実施することについての十分な説明を行い、理解を得ています。
- 3 手術済みの猫が地域に迷惑を及ぼさないよう、良好な住生活環境の保全に努めます。
- 4 事業の実施に伴い苦情、紛争等の問題が生じたときは、私の責任において対処します。
- 5 私は、佐用町暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者ではありません。

第 号  
年 月 日

様

佐用町長



飼い主のいない猫不妊手術費助成金交付決定（却下）通知書

年 月 日付で申請のあった佐用町飼い主のいない猫不妊手術費助成金交付申請書について審査した結果、下記のとおり決定したので、佐用町飼い主のいない猫の不妊手術費助成金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

決定内容	<input type="checkbox"/> 助成する <input type="checkbox"/> 助成しない 〔理由〕
手術を予定している猫の数	匹 内訳（雌：約 匹、雄：約 匹）
交付決定額	円

補助金の交付条件

- （1） 交付決定者は、佐用町飼い主のいない猫不妊手術費助成金交付要綱に従わなければならない。
- （2） 虚偽の申請など、偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたことが発覚したときは、交付決定者に対し、既に交付した助成金の返還を求められます。

年 月 日

佐用町長 様

交付決定者 住 所  
氏 名  
(団体名及び代表者氏名)  
電話番号 ( )

飼い主のいない猫不妊手術実施完了報告書

年 月 日付 第 号により交付決定を受けた飼い主のいない猫不妊手術費助成金について、手術を実施しましたので、佐用町飼い主のいない猫の不妊手術費助成金交付要綱第8条の規定により報告します。

記

手術実施日	年 月 日
手術実施医療機関	
手術を実施した猫の数	匹 内訳（雌： 匹、雄： 匹）

【添付書類】

- (1) 手術費用の領収書及びその内訳が確認できる書類の写し
- (2) 手術前後の猫の写真（判別処置を実施したことが確認できるもの）

第 号  
年 月 日

様

佐用町長



飼い主のいない猫不妊手術費助成金交付確定通知書

年 月 日付 第 号で交付決定した、飼い主のいない猫の不妊手術費助成金については、年 月 日で提出のあった飼い主のいない猫不妊手術実施完了報告書に基づき、下記のとおり交付確定しましたので、佐用町飼い主のいない猫の不妊手術費助成金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

- 1 交付確定額 \_\_\_\_\_ 円
- 2 補助金の交付条件
  - (1) 交付決定者は、佐用町飼い主のいない猫不妊手術費助成金交付要綱に従わなければならない。
  - (2) 虚偽の申請など、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたことが発覚したときは、交付決定者に対し、既に交付した補助金の返還を求められます。

年 月 日

佐用町長 様

住 所

氏 名

(団体名及び代表者氏名)

電話番号 ( )

飼い主のいない猫不妊手術費助成金請求書

年 月 日付 第 号により交付確定を受けた飼い主のいない猫不妊手術費助成金について、佐用町飼い主のいない猫の不妊手術費助成金交付要綱第 10 条の規定により、助成金を請求します。

記

1 請求金額 \_\_\_\_\_ 円

2 振込先

金融機関名	銀行・信用組合 信用金庫・農協	金融機関 コード				
店舗名	本店・支店 出張所	店舗コード				
口座番号		口座種類	普通・当座			
フリガナ						
口座名義人						